

ハラスメントに係る相談窓口について

伊豆の国市立小中学校では、子供たちが安心安全に学校生活を送ることができるよう教職員あがて子供たちを支援するとともに、保護者・地域に信頼される学校づくりに取り組んでいます。各校においては、ハラスメントに関する相談に対応するため、次の教職員を相談員に指名しています。心配なことがありましたら、各校の相談員にご相談ください。同様に市、県にも相談窓口があります。

● 相談員の職

- ・ 校長、教頭
- ・ 養護教諭
- ・ 指名された教諭（男女1名ずつ）

● 相談内容（例）

- ・ 児童・生徒に対する不適切な言動・指導（体罰・乱暴な言葉・威圧的な指導等）
- ・ 教職員に対する不適切な言動・指導、教職員の対人関係（セクハラ・パワハラ）
- ・ 保護者に対する不適切な言動（電話対応等）
- ・ 児童・生徒の対人関係（いじめ・不登校等）・・・等



＜静岡県・伊豆の国市教育委員会の通報窓口＞

教育委員会では、教職員による不正行為等の未然防止及び早期発見を図るため、通報窓口を設置しています。

★通報の窓口①（静岡県教育委員会 教育総務課勤務条件・監察班）

電 話：0120-793-242 E-mail：kyoiku-tuho@pref.shizuoka.lg.jp

文書郵送先：〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号

静岡県教育委員会教育総務課勤務条件・監察班宛

★通報の窓口②（伊豆の国市教育委員会 学校教育課）

電 話：055-948-1444 E-mail：gakkou@city.izunokuni.shizuoka.jp



● 通報の対象者

教育部及び県立学校に勤務する教職員並びに市（指定都市を除く）立学校に勤務する県費負担教職員（臨時及び会計年度任用職員を含む）

● 通報の対象

- ・ 職務の内外を問わず法令に違反すると考えられる行為
 - ・ 職務上の義務に違反すると考えられる行為
 - ・ その他公正な職務の執行を損うおそれのある行為
- （※ ハラスメントに関する通報も受け付けています。）

● その他

- ・ 匿名による通報も可能です。なお、匿名による通報の場合、通報者に対する調査結果等の回答は行いません。
- ・ 通報窓口には女性職員もおります。セクシュアル・ハラスメントの通報など、女性職員による対応を希望される場合は、その旨お申し出ください。